



## 第44回奈半利町内駅伝競走大会開催



- 町のニュース
- イベント
- 中学校だより

- 議会だより Vol.194
- お知らせ ほか



# 奈半利町ふるさと海岸の利活用の取り組みが 手づくり郷土賞ふるさとに選定!



奈半利町みなと未来会議と一般社団法人なはりの郷が、国土交通大臣表彰の「令和6年度 手づくり郷土賞（一般部門）」を受賞しました。「ちびっこトライアスロン大会」などの、奈半利町ふるさと海岸をフル活用した地域振興の取り組みが評価されました。

この賞は、地域活動によって地域の魅力や個性を生み出している良質な社会資本とそれに関わった団体の努力が表彰されるものです。昭和61年度に創設され、令和6年度で39回目になります。

受賞に際し、2月12日には国土交通省四国地方整備局主催の認定証授与式が奈半利町保健センターで行われました。

## 第27回生涯学習推進大会 開催!

今回も、前回に引き続きこの時の、この瞬間を輝こつこつという意味を込めた「瞬間を輝こつこつ」というテーマの下、各種団体の活動発表がありました。

認定こども園による太鼓演奏劇、奈半利小学校の合唱やリコーダー奏、奈半利中学校吹奏楽部による演奏、奈半利町文化協会所属の奈半利清美穂の会による箏演奏、奈半利町民踊愛好会の民踊、Aloha Minoaka（アロハ ミノアカ）のフラダンスなど、多様な活動発表があり、来場された方々からたくさん拍手や感心の声が湧き起こっていました。

また、特別企画として、香南剣道連盟の宇賀孝篤先生と尾原啓文先生が日本剣道形演武を、日本空手松濤連盟の谷山福治氏と手嶋こころさん（奈半利小学校4年生）、中村奏太さん（奈半利小学校3年生）が基本移動型の動作を、五味柚葉さんがギター弾き語りを披露してくださいました。

「生涯学習」と聞くと、大変難しく感じますが、皆さまが普段行っている趣味もこれにあたります。当町では、生涯学習で学んだことを皆さまに披露する場として、本大会を開催しております。

ぜひ、活動を発表していただき、本町の活性化にご協力をお願いいたします。

こども園



中学校吹奏楽部



にわか劇



香南剣道連盟



小学校



五味柚葉さん



日本空手松濤連盟



箏 奈半利清美穂の会



フラダンス Aloha Minoaka



民踊 奈半利町民踊愛好会



2月11日（火）、奈半利小学校体育館にて、第27回生涯学習推進大会を開催しました。

## 奈半利スポーツ少年団について

奈半利スポーツ少年団は、2月15日(土)に行われた春季東部大会で新チーム公式戦初勝利をしました。日々の練習の成果も出てきています。

これからもチームワークを磨きながら、より多く勝っていけるように頑張っていきたいと思いますので、応援よろしくお願ひします。



### 公式戦の成績



#### 春季東部大会

2月15日(土) 一宮中学校

奈半利スポーツ少年団 15-4 一宮東DOME

2月22日(土) 野市青少年センター

奈半利スポーツ少年団 2-27 旭スポーツ少年団



◆広報1月号6ページの6年生紹介記事で、お名前に誤りがございました。

お詫び申し上げますとともに、以下のとおり訂正いたします。

うしまど たいが (誤) 牛窓 空峨くん ⇒ うしまど あおが (正) 牛窓 空峨くん

現在、5年生2人・4年生6人・3年生2人・2年生6人の計16人で活動しています。

練習日は【月曜日17:00~】【水曜日17:00~】【土曜日13:30~】で小学校のグラウンドで行っていますので、どの学年の子どもさんでも大歓迎です。

2/2 (日)に、第44回奈半利町内駅伝競走大会が行われました。当日は天候にも恵まれ、総勢15チーム(一般7チーム、小学生8チーム)の参加者が健脚を競い合いました。



コースは昨年と同じく町民会館を中心とした周回コースで、前半(1~3区)、後半(4~6区)に分かれ行われました。前半では、昨年度一般競走の部優勝の「チーム59」と「陸上部保護者会」、中学生主体の「リベンジ原山連合」が接戦で、前半を1位でゴールした「陸上部保護者会」と、2位「リベンジ原山連合」との差はわずか5秒、3位「チーム59」と2位との差は57秒で、後半のレース展開が注目されました。

結果は、「リベンジ原山連合」が、一区こそ「奈半利中学校野球部」に区間賞を奪われたものの、その他の区間で全て区間賞となる走りを見せ、第42回大会に「たくまぐろ一丁」チームが樹立した記録を25秒縮める大会新記録で優勝を果たしました。同じく一般・ピットリ部門は、誤差8秒で「奈半利家」が優勝を果たしました。

また、小学生の部では「スポーツ少年野球」と「奈半利陸上クラブ」が参加し、大人に負けない勢いで頑張りをを見せてくれました。結果は、競走の部では「奈半利陸上クラブA」が、ピットリの部では「奈半利陸上クラブB」が優勝しました。

大会役員、交通指導員ならびに交通安全協会、交通安全母の会、消防団のみなさまのご協力により、けがもなく、無事に大会を終えることができました。ありがとうございました。

結果は以下のとおりです。

### ●一般競走の部

優勝 リベンジ原山連合  
2位 陸上部保護者会  
3位 チーム59

#### 区間賞 (氏名、所属チーム)

1区 内川 大嘉 奈半利中学校野球部  
2区 黒川 綾斗 リベンジ原山連合  
3区 安岡 祐貴 リベンジ原山連合  
4区 中川 葵 リベンジ原山連合  
5区 森田 龍我 リベンジ原山連合  
6区 門脇 颯太 リベンジ原山連合

### ●一般ピットリの部

優勝 奈半利家  
2位 奈半利スポーツ少年団父兄  
3位 消防第一分団

#### 区間賞 (氏名、所属チーム)

1区 大北 英政 陸上部保護者会  
2区 水田 浩司 消防第一分団  
3区 川崎 勇人 陸上部保護者会  
4区 田中 義紀 チーム59  
5区 竹田 颯華 奈半利中学校野球部  
6区 松崎 慎吾 奈半利家

### ●小学生競走の部

優勝 奈半利陸上クラブA  
2位 奈半利陸上クラブD  
3位 奈半利スポーツ少年団C

#### 区間賞 (氏名、所属チーム)

1区 牛窓 海音 奈半利スポーツ少年団A  
2区 野村 音葉 奈半利陸上クラブA  
3区 内川 琥太 奈半利陸上クラブA  
4区 萩原 愛梨 奈半利陸上クラブA

5区 本田 海晴 奈半利スポーツ少年団B  
6区 川崎 音愛 奈半利陸上クラブA

### ●小学生ピットリの部

優勝 奈半利陸上クラブB  
2位 奈半利陸上クラブC  
3位 奈半利スポーツ少年団A

#### 区間賞 (氏名、所属チーム)

1区 野村 桔平 奈半利陸上クラブB  
2区 近森 亮志 奈半利スポーツ少年団C  
3区 太田 陽仁 奈半利スポーツ少年団C  
4区 松尾 絢音 奈半利陸上クラブD  
5区 萩原 早絢 奈半利陸上クラブD  
6区 川口 桧那 奈半利陸上クラブB

# Event 2月 イベント

## 第44回奈半利町内 駅伝競走大会開催

### 一般競走の部優勝「リベンジ原山連合」



### 一般ピットリの部優勝「奈半利家」



### 小学生 競走の部優勝「奈半利陸上クラブA」 ピットリの部優勝「奈半利陸上クラブB」



※結果の詳細・大会写真につきましては、奈半利町民会館にて配布・掲示しておりますのでご覧ください。  
また、来年度の第45回奈半利町駅伝競走大会は、令和8年2月1日(日)に実施予定です。



# 2月 Event イベント

## 3年連続Aチーム優勝!!

### 中芸地区子ども駅伝競走大会

**2/16** (日)、田野町にて中芸広域連合少年育成センター主催の第39回中芸地区子ども駅伝競走大会が開催されました。

昨年度、優勝したAチーム、3位入賞したBチームを含め奈半利町からは5チーム25人が出場し、全17チーム、総勢85人の選手が健脚を競い合いました。

結果はAチームが優勝し、当町の小学生は男女混合ルールとなってから、見事3年連続の優勝を果たしました。

優勝チームのレースは、終盤まで予想できない展開でした。初出場場で1区を任された安岡賢伸さん(2年生)は、緊張やプレッシャーがある中、3位の好走をみせ、トップを狙うには良い位置でタスキをつなぎました。2区の齊藤新良太さん(5年生)は、成長著しい選手で期待どおり、区間2位の走りで、1つ順位を上げ、三区走者へタスキをつなぎました。3区の大北太一郎さん(3年生)は、2秒差で前を走る1位(安田A)を追い抜き1位へ躍り出ました。しかし、4位でタスキをもらった馬路Aチームが快走をみせ、すぐ後ろまで迫っていましたが、なんとかふんばり馬路Aチームと同着で1位を死守し、4区へタスキをつなぎました。このことにより4区の萩原愛梨さん(4年生)は、同学年の女子と一騎打ち状態となりました。ここで、区間ごとにトップが入れ替わる展開で早く勝利を決定づけたい奈半利Aの4区の順位が目立りましたが、2人の力が拮抗(きっこう)しており、惜しくも1秒差の2位でエースのいる5区へタスキをつなぎました。5区の内川琥太さん(6年生)は、昨年1区で区間賞を獲得している選手で、1位の背中を追う形でスタートしましたが、間もなく追い抜き、ゴールまで独走状態で、2位との差を1分39秒まで広げ、堂々、1位でゴールテープを切りました。

その他チームの結果は、Bチーム4位、Cチーム10位、Dチーム7位、Eチーム9位となりました。

また個人では、5区(2km、5・6年生区間)を走ったAチーム内川琥太さんが7分35秒で区間賞を獲得しました。なお詳細なタイムにつきましては、令和7年3月発行のお便り「同心円」に記載しております。

皆さんもご承知のとおり、駅伝のような長距離走は、一朝一夕で成果がでるものではなく、日々の積み重ねが大切です。その決して楽ではない練習を大会に向け積み重ね、成果を発揮させるということは、子どもたちの成長にとって必要な経験だと感じます。また、こういった経験ができる体制を作るのは大人たちの役割であり、保護者の協力や後押しがあるからこそ、子どもたちの健全な育成につながるものだと感じられました。

最後になりますが、大会出場に際し、ご協力いただきました皆様、本当にありがとうございました。また、何よりも、練習を頑張り、本町を盛り上げてくれた子どもたちに深く感謝いたします。



### 奈半利町 スカッシュバレーリーグ

**2/18・21**  
(火) (金)

2日間にわたって、奈半利町スカッシュバレーボールリーグが奈半利小・中学校体育館において開催され、職場や地域の仲間で開催された11チーム、44人の参加者が熱戦を繰り広げました。

初心者の方も参加されており、日ごろ使いなれていないボールに苦戦しながらも試合に取り組んでいました。会場には絶えず拍手と歓声がおこり、どの試合も最後まで熱い戦いでしたが、日頃の練習の成果を発揮した「スカッシュ 田中家」チームが優勝を飾り今大会の幕を閉じました。寒い時期の開催でしたが、たくさんの方々にお集まりいただきありがとうございました。

スカッシュバレーボール部は毎週火曜日、金曜日の週2回、19時30分から22時まで町内の体育館で練習を行っていますので、スカッシュバレーに興味がある方、何か運動を始めたいと思っている方がいましたら、気軽にご参加ください。



大会結果は下記のとおりです。

- ☆優勝☆ スカッシュ 田中家
- ☆2位☆ チームK
- ☆3位☆ チームオモル
- ★MVP★ 田中 正義さん
- ☆ラッキー賞☆ 教育委員会I

## ▶ 学習発表会

1月31日（金）に令和6年度学習発表会を行いました。今年度はオープニングとして、奈半利中学校の吹奏楽部の方にも参加してもらい、素敵な演奏を聴かせてもらいました。体育館には、たくさんの保護者のみなさんや地域のみなさんが集まってくださり、多くの方に見守られての発表会となりました。

子どもたちはこの1年の学びの成果を、各学年さまざまな形で発表しようと、準備・練習の段階からとても意欲的に、より良い発表になるように取り組んでいました。

本番の各学年の発表は、練習の成果を出して、表現豊かに、生き生きとしたものとなりました。この1年の成長を感じることができた発表会となりました。



たくさんのご参観ありがとうございました。



## 青少年読書感想文全国コンクール入選賞受賞!

公益社団法人全国学校図書館協議会主催、第70回青少年読書感想文全国コンクールにおいて、奈半利小学校6年生の中川瑞希さんが小学校高学年の部にて、入選賞を受賞しました。

本コンクールを通して、読書の楽しさや素晴らしさをたくさんの人に、伝えられるような教育を今後とも進めてまいりたいと思います。

中川瑞希さん、受賞おめでとうございます!

# Vol.74 中学校だより



## 「令和6年度奈半利中学校 三者会」

2月8日(土)、奈半利中学校の大きな学校行事の1つである三者会(保護者・生徒・教職員の三者による話し合い)が行われました。保護者、地域の皆様、本年度もご協力、ありがとうございました。

三者会の冒頭では、生徒会執行部が、昨年度の三者会での確認事項である「誰もが過ごしやすい学校生活」「進路時実現に向けた家庭学習」について、現状と各学年で話し合った具体的な改善策を発表しました。新執行部の最初の行事が、この三者会。事前に何度も会をもち、当日はしっかりやってくれました。

本年度の討議課題は、下の3つです。「スマートフォン等メディア使用による生活習慣の乱れ」「家庭学習の充実」は、奈半利中学校の課題でもあり、本人だけ、家庭だけ、学校だけでは解決が難しい問題ですので、実態を共有し、三者の考えを出し合い、今後の方向性を出せたことは非常に有意義でした。そして、話し合いが、その場限りのものでなく、今後の生活に生きていくものにするために

は、互いの意見を受け止めること、他の立場からの意見により自らを振り返ることが大切だと感じました。三者会は互いの信頼関係の上に成り立っており、三者会までの取り組みも通じて、生徒自身が自分たちの学校を作っていくことにつながっていると実感しました。

確認されたことは、全員が、自覚と責任をもって実行していくことが求められます。自分たちで決めた物事を誠実に実行していくことは簡単ではないと思います。弱い心に流されている仲間がいたら、声を掛け合い、少しずつでいいので前進してくれることを期待しています。

令和7年度も保護者、地域の皆様、よろしくお願いたします。

### 討議事項と協議の結果(今後の方向性)

#### <討議事項>

- 1 生徒から保護者へ  
「家庭学習・受験勉強のサポートをしてほしい。」
- 2 保護者から生徒へ  
「SNSの使用や動画視聴によるトラブルや犯罪に巻き込まれるかも知れないという危機感をもっているか。」
- 3 教職員から生徒・保護者へ  
「オーストラリア政府が、16歳未満の子供のソーシャルメディア使用を禁止する法律を、国として初めて承認したが、なぜそうなっていると考えるか。もし日本や高知県がこの条例を制定した場合、皆さんはどんな思いや行動をとるか。」

#### <協議の結果(今後の方向性)>

- 1 家庭学習の充実を図るために、生徒はそれぞれがやるべきことに向き合い実行する。そして、各家庭で、学習に向かえる環境について、保護者がどんなことを協力・支援するかを話し合う。
- 2 スマートフォン等ネットの依存性や危険性について家庭で話題にあげ、理解する。その上でトラブルや犯罪などに巻き込まれないよう、家庭でルールを決める。
- 3 オーストラリア政府がそのような法律を承認した理由は、メディアの使い過ぎによる学力低下や睡眠不足、そして、子供への悪影響があるからだと理解している。そのことを踏まえて、自身の生活を見つめ直し、メディアの使用時間を自分自身で制限していく。そして、まずは家庭でメディアに関するルールを決め、それを学校だよりで発信し、学校全体としてメディアの使用について考えていく。

### 生徒の振り返りより

👉 ぼくが三者会で学んだことは、学校、生徒、保護者が対等な立場で話し合い、学校をより良くするために話のできたので、こういう貴重な所を大切にしていきたいということです。ぼくは、SNSへの話し合いについて深めることができました。身近にある危険性について、あまり意識していなかったけどスマホはとても便利な物であると同時にとても危ない物だということが分かりました。しかもスマホが原因で睡眠時間を削っている人がいたり、3時間以上やっている人が大半いたりということが分かりました。SNSへの使い方についてもっと理解を深めたいです。

👉 私は三者会をしてみても生徒だけで話し合い、意見や質問をすることは難しいと感じました。でも三者で討議をし、学校や家庭、SNSなどのお願いや、疑問を話し合って解決していくのはいいと思いました。そして私はこの話し合いで、家庭学習で親に分らないところを聞くのではなく、先生に聞くこと、SNSや使い方は、トラブルにあわないように心がけたり、自分で使う時間を制限していたりできるようにがんばっていきたくです。今日のことを思い出して、日々気をつけていけるようになります。

👉 私は、学級で話し合っている時から、色々な意見が知れたり、自分の意見とは逆のことができてきたり、なるほどと思うこともたくさんありました。今日の三者会でも、共感できることもあったけど、ふしぎに思うこともありました。みんなで話し合って決めたことを、大切にしていきたいです。私は、この話し合いで、どうやったら分かりやすく伝えることができるか考えたり、場に

じて、言い方を決めたり、判断力などを深めることができました。人との意見がぶつかりあったりして、むずかしいこともあったことに苦労したけど、色々な視点から、意見を知ることができました。

👉 私は、2年続けて司会の機会をもらいました。人前で発表することが苦手だけど、チャレンジしました。昨年の経験から、質問者の言いたいことや聞きたいことは何なのかしっかり聞き取って、全体に伝え、話し合う内容の筋道がずれないように意識しました。その結果、話し合いは少し難しかったですが、内容があまり逸れずに話し合うことができました。昨年の司会での反省を生かすことができ、少し達成感を感じています。

三者会では、どの立場の人もしっかり発言し、みんなで考えられていたことが良かったです。SNSについての話や、ソーシャルメディアの使い方話では、たくさんの意見が出ていてまとめることが大変でした。1人ひとりが使い方を直し、より良く使っていくことに話がまとまりました。特に、SNSの使用時間のアンケート結果では、平日3時間以上利用している人がたくさんいました。6時間以上の人もいたのでびっくりしました。SNSの利用が学習に影響していることを理解はしているので、もう一度家で話し合って使い方を考えたいと思いました。受験を応援してくれている家族のためにも、受験勉強に集中したいと思います。

学級内での話し合いのときから相手の立場に立って、内容を考えていくことはとても大切だと思います。これからも、相手の気持ちを考えてながら話し合っていきたいです。これから経験するさまざまなことも周りにいる人たちとコミュニケーションをしながら乗り越えていきたいです。



# 外国語指導助手



## ☆ ロデオについて ☆

マフラ メガン  
Mahula Maegan



「サンアントニオ・ロデオ」はアメリカの歴史や農業やカウボーイの伝統などを祝うテキサス州の有名なイベントです。

1950年にこのロデオが創設され、毎年2月に行われます。このサンアントニオロデオでは、毎年100万人以上が、カウボーイハットやカウボーイブーツ、ジーンズや大きいベルトバックルなど伝統的なカウボーイ服を着て、色々なイベントや食べ物やゲームを楽しむことができます。

ロデオで最も有名なイベントは、「ブルライディング」と「バレルレース」と「ローピング」と「マトンバスターディング」です。「ブルライディング」は男性が8秒以上雄牛に乗らなければならないイベントで、危ないけどとても人気があります。「バレルレース」は、女性がバレルコースで馬に乗るイベントで、「ローピング」は人がロープを使って子牛を捕まえて縛るイベントです。「バレルレース」と「ローピング」では、一番早い人が勝ちます。最後に、「マトンバスターディング」は、子どもが羊に乗る可愛くて面白いイベントです。「サンアントニオ・ロデオ」はアメリカの歴史とテキサス州の文化を示している独特なイベントですので、時間があれば、インターネットでロデオを調べてイベントを見てみてください!



## ☆ 聖パトリックの祝日 ☆

デーリー キーラン  
Daly Kieran



聖パトリックの祝日はご存じでしょうか? 聖パトリックの祝日は毎年3月17日に祝われるアイルランドの一番有名な祭りで、アイルランドで大事な歴史的な人です。

聖パトリックの祝日はもともと聖パトリックのための祭りでしたが、現在ではアイルランドの文化を一般的に祝う祭りになりました。アイルランドの伝統的な音楽を聞いたり、パレードを見たり、アイルランド語を話したり、緑色の服を着たりすることが多く、今では世界中で祝われています! その理由として、外国に引っ越したアイルランド人が多いからだとされており、例えば、私の出身のパーズではパレードが毎年行われます。そして、アメリカのシカゴ市でシカゴ川が緑に染められているそうです! ぜひ、聖パトリックの祝日を楽しんでください!



# 令和6年 第4回定例会（12月）

12月定例会は、12月11日に開会し、町長からの行政報告の後、条例案件6件、予算案件6件、契約案件1件、その他の案件3件を原案どおり承認・可決し、13日に閉会した。一般質問は3人が登壇し、奈半利安芸道路に係わる道路インフラ整備、マイナ保険証、中山間地区の水道施設などについて質問を行った。

## 行政報告(要旨)

### ○町内一斉避難訓練について

9月8日(日)に、大規模地震による津波からの避難行動を目的として「町内一斉避難訓練」を実施した。午前9時の防災無線等により各自が決めた避難場所への避難を開始し、418人の参加があった。訓練により、各自、避難経路や避難場所までの時間、避難時の注意点などが確認でき、備えにつながったものと考えている。

また、訓練終了後には、保健センターにて総合防災対策推進安芸地域本部による能登半島地震から学ぶ地震対策についての講演とマル二田野店による防災グッズの紹介を行った。参加者は能登の現状と対策について真剣に耳を傾けており、震災発生時に身を守る防災グッズの重要性も再確認できたことと思う。今後も、訓練等を通じ、南海トラフ地震や津波から大切な命を守るため、防災意識の向上に努めていく。

### ○第59回奈半利町港まつりについて

「第59回奈半利町港まつり」

を9月21日(土)に開催した。港まつりは、本年も例年どおり8月16日に開催する予定であったが、8月8日に宮崎県沖で発生した地震による「南海トラフ地震臨時情報の発令」に伴い、延期での実施となった。当日は時折雨が降ったが、駅前広場では餅投げや奈半利町婦人会、青年会による「炭坑節」・「なはり小唄」の踊りのほか、町内外から参加された11チームの踊り子隊による「よさこい踊り」が披露され、華麗な衣装や迫力のある踊りなどで、来場者を魅了していた。また、花火大会では約3,500発の色鮮やかなさまざまな花火が、夜空に打ち上げられるたびに、観客の方からは、大きな歓声が上がっていた。



当日は町民の皆様方のご協力のもと、高知県東部、ごめん・なはり線沿線の住民の方々をはじめ、多くの来場者の方に参加・体験をしていただき、地域住民との交流も図られ、楽しんでいただけたと考えている。

今後も、高知県東部を代表する夏のイベントとして、交流人口の拡大、観光産業の充実、町の活性化につなげる「港まつり」の発展に努めていきたいと考えている。

### ○森林環境教育推進事業について

森林の保全や整備に関する理解を深めるとともに、森林環境を大切にしていける、森林環境保全意識をもった人づくりを行うことを目的として、森林環境学習を実施している。

本年度は令和6年9月下旬に、小学校4年、5年、6年生を対象に、地域の川や海の環境に山の森林が大きく関わっていることを知ってもらい、森林の役割を理解して自分たちでできることを考えてもらうことを目的として、ふるさと海岸で清掃活動及びサンゴの移植体験やサンゴの生育状況調査を行った。

また、認定こども園さくら組

を対象に、森林の保全や整備に関する理解を深め、物を大切にすることを育てることを目的に、木製机作り体験を行っている。令和6年11月6日には学校林を活用し、間伐体験を行い、その間伐材を利用して木製机を制作した。一本の木から机ができるまでの過程を学んでもらい製作した机は小学校(6年間)の学習机として使用する。

令和7年1月には親子で一緒に木製机作りを実施する予定となっている。

今後も引き続き、地域の将来を担う子どもたちを対象に森や山を育てる重要性を知ってもらう環境に関する学習を実施していく。

### ○特産品等PRイベントについて

本年、53回目を迎えた『ふるさとまつり』が11月15日(金)から17日(日)までの3日間、高知市鏡川河畔『みどりの広場』で開催された。

当町からは、5団体(豚福亭、加領郷魚舎、なんでも市加工グループ、奈半利のおかっぺ、気ままsweets甘音)が出店し、それぞれ自慢の特産品等の

PRや販売を実施した。

当イベントは、県内の一大イベントとして定着しており、3日間の開催を通じ、多くの来場者が訪れ、出店者は手ごたえのある成果を得ることができたものと感じている。

今後このようなイベントを通じて地場産品の販路拡大や事業者の育成支援に向けて、効果的な特産品のPRを行っていきたいと考えている。



### ○米ヶ岡里山フェスについて

11月30日(土)に、本年度最後の米ヶ岡里山フェスを開催した。

このイベントは年間4回にわたり、田植えや稲刈り等の体験を通じて、米ヶ岡の自然や営みに触れ、交流人口の拡大を目指すものである。

今年には公募により延べ33家庭、91人の方にご参加をいただいた。また、今年、初めて参加されたご家庭の方々には、新たに米ヶ岡を知っていただく貴重な機会になったものと思っている。

第4回の開催となった今回は、火おこし、飯ごう炊飯、餅つき等を行い、我々にとっては何でもないことでも、今の子どもたちにとっては新鮮な体験だった様子で、目を輝かせながらも印象的であった。

このイベントは、地域の方々と協働しながら体験活動をする、とても有意義なものでもあるので、ブラッシュアップしながら次年度以降も実施していきたいと考えている。

その他、教育行政、町営工事、中芸広域連合の取り組みについて報告が行われた。

## 案件

### ◆専決

○令和6年度奈半利町一般会計補正予算第4号の専決処分  
承認を求めることについて

衆議院の解散に伴い衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する経費を計上したもので、補正の内容は、既定の歳入歳出予算の総額に486万円を追加し、歳入歳出予算の額をそれぞれ35億7,302万円と定めるもの。

歳入は県支出金486万円を追加し、歳出は総務費486万円を追加するもの。  
(賛成者全員：承認)

### ◆条例

○奈半利町企業版ふるさと納税基金の設置、管理及び処分に関する条例

奈半利町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる事業に関連する、企業からの寄附金の適切な運用を図るため、奈半利町企業版ふるさと納税基金を設置し、その管理、運用及び処分に関する事項を定めるもの。  
(賛成者全員：可決)

○奈半利町給水条例の一部を改正する条例

水道料金の改定について、条例の一部を改正するもの。  
(賛成者全員：可決)

○奈半利町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

人事院の勧告に基づき、国に準拠して一般職の職員の給与と改定を行うため、条例の一部を改正するもので、主な改正内容は職員給与表及び期末手当、勤勉手当の支給割合等の改定を行うもの。  
(賛成者全員：可決)

○第1号会計年度任用職員の報酬等の支給及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

一般職の人事院勧告に基づく改定に準拠して、第1号会計年度任用職員の期末手当、勤勉手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正するもの。  
(賛成者全員：可決)

○特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

一般職の人事院勧告に基づく改定に準拠して、常勤の特別職の職員に対する期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正するもの。  
(賛成者全員：可決)

○議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

一般職の人事院勧告に基づく改定に準拠して、議会の議員に対する期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正するもの。  
(賛成者全員：可決)

### ◆予算

○令和6年度奈半利町漁業集落排水事業会計補正予算第1号

収益的収支について、収益的収入449万円を追加し、収益的支出31万円を減額するもの。収入の内訳は長期前受金戻入を追加するもので、支出の主な内訳は負担金を減額するもの。  
(賛成者全員：可決)

○令和6年度奈半利町簡易水道事業会計補正予算第1号

収益的収支については、収益的収入85万円を追加し、収益的支出579万円を減額するもの。収入の主な内訳は簡易水道料金を追加するもので、支出の主な内訳は委託料を減額するもの。また、資本的収支については、

資本的収入970万円を減額し、資本的支出1,020万円を減額するもの。収入の内訳は企業債を減額するもので、支出の内訳は委託料を減額するもの。

(賛成者全員：可決)

○令和6年度奈半利町一般会計補正予算第5号

既定の歳入歳出予算の総額が52,483万円を減額し、歳入歳出予算をそれぞれ35億4,818万円と定めるもの。

歳入の主なものは、国庫支出金4,569万円を減額し、繰入金2,558万円を追加するもので、歳出の主なものは、農林水産業費1,065万円、消防費1,933万円を追加し、商工費1,000万円、土木費5,680万円を減額するもの。

○令和6年度奈半利町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号

既定の歳入歳出予算の総額に111万円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ5億2,594万円と定めるもの。

歳入は、繰入金111万円を追加するもので、歳出は、総務

費71万円、保健事業費39万円を追加するもの。

(賛成者全員：可決)

○令和6年度奈半利町一般会計補正予算第6号

既定の歳入歳出予算の総額に2,046万円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ35億6,865万円と定めるもの。

歳入の主なものは、繰入金1,932万円を追加するもので、歳出の主なものは、総務費1,119万円、民生費716万円を追加するもの。

(賛成者全員：可決)

◆その他

○中芸広域連合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

社会経済情勢が大きく変化する中で、中芸広域連合の共同処理する事務から企業立地に関する事務を削除するとともに、防災(大規模災害における受援)に関する事務及び広域的な自治体DX推進に関する事務を新たに加えるため、所要の規約変更を行うおととするもの。

(賛成者全員：可決)

委員会等調査活動報告

それぞれの委員会の調査事件の所管担当課より、調査事件に係る資料の提出及び経過・状況等についての説明、報告を受け、現地等の視察、協議を行った。

広報編集特別委員会

(10月21日)

○議会広報研修会について

令和6年11月広報(議会だより)の編集・校正を行った。

議会運営委員会

(12月4日)

第4回議会定例会に付議される案件は、専決案件1件、条例案件2件、予算案件3件、その他の案件1件、そして一般質問の通告3件であり、これらの審議を行うための会期を11日から13日までの3日間と定めた。

手話勉強会

(1月22日)

中芸手話サークル「ぬくもり」

から井津会長、上村副会長をお招きし、手話勉強会を開催した。ろつ者の実情や、町内・近隣町村での取り組み事例などを紹介していただき、議員が手話を習得することの必要性や意義について理解を深めることができた。

今後手話の習得をはじめ、障害を持つ方への配慮について検討を重ねていくことが必要である。



【表決の状況】

賛成○、反対×

議案	議員	大西洋三	岩内博	瀬川崇	竹崎稔	川島巧	坂本年男	安岡健	小笠原良	中川和明	木下清	結果
一般会計補正予算第4号の専決処分の承認		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
企業版ふるさと納税基金の設置、管理及び処分に関する条例		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
給水条例の一部を改正する条例		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
中芸広域連合の共同処理する事務の変更及び規約の変更		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
奈半利町漁業集落排水事業会計補正予算第1号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
奈半利町簡易水道事業会計補正予算第1号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
奈半利町一般会計補正予算第5号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
会計年度任用職員の報酬等の支給及び費用弁償に関する条例の一部改正		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部改正		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
奈半利町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
奈半利町一般会計補正予算第6号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

※ 議長は表決をしないことになっています。

# 国道493号と高規格道路の整備は？

## 早期完成にむけて国、県に強く要望してゆく / 竹崎町長



一般質問

# こころはどいてる

**問** 町民の命と財産を守ることが行政の最大の責務と考える。当町の市街地と呼べる地域のご真ん中を抜ける国道493号は、55号北部の企業通勤者や工事関係車両の増大により、朝夕のラッシュ時には横断するにも苦労している現状である。津波避難の基本は高台避難が原則である。当町にとって493号は避難道としての大きな役割等も併用している道だと私は認識している。この493号の渋滞緩和・路面メンテナンス・歩行者安全対策・避難道機能等の早急な見直しが必要な時期だと考えるが、町長の見解を伺う。

**答** 久武地域振興課長

国道493号は、高知県東部の産業・経済・観光及び住民の生活道として、また、地震等の災害時においては、緊急輸送道路にも指定されており、当町にとって必要不可欠な道路である。

この国道493号の管理は高知県が行っているが、渋滞緩和・路面メンテ・歩行者安全対策・避難道機能等については、当町も整備

は必要であると考えている。以前から狭隘(きょうがい)区間の整備等について、高知県とも協議などをしてきているが、現状としては、道路両サイドに住宅があることから、整備はなかなか難しい状況である。

**問** 南海トラフ地震などの自然災害時にも重要な役割を果たす「命の道」としての機能を持つ阿南安芸自動車道路(奈半利〜安田)の事業化及び路線の概略も決定している。

高規格道路奈半利インターへの臨港道路からの接続道路の計画や、道に係わる将来に向けた新たな地域の在り方も含めた計画も検討している中で、場所、価格等根拠のない個人的な臆測・推測が流れ、土地関係者や地域住民は困惑している。当町の市街地道路インフラ整備の現状と、今後の計画について、町長の見解を伺う。

**答** 久武地域振興課長

現状、道路施設については、老朽化が進んでいるなどの課題があり、計画的に修繕や整備に努めているところである。現在、取り組んでいる平野部の道路整備路線は、下長田集会所前の、町道下長田2号、3号津波避難タワー前の、

町道坂口線などに着手し、用地買収等を進めている。道路整備には、地元地権者のご理解、ご協力が必要不可欠であり、用地が進んだ箇所から順次工事を実施していく予定であり、道路改良工事を通して、防災対策も行っているところである。

また、本年4月に奈半利安芸道路の(奈半利〜安田間)が新規事業化され、現在、国が、現地測量・地質調査等を進めているところである。仮称である奈半利〜Cに接続する道路については、高知県が整備を行う予定であり、現在、現地測量に入る前段の、条件整理中である。この測量設計の中で、1点目のご質問にあった、国道493号の改良も検討していくことになっている。

今後の計画については、令和4年3月に津波災害警戒区域と洪水浸水想定区域が公表され、本年4月に奈半利安芸道路の(奈半利〜安田間)が事業化されたことにより、道路整備だけではなく、奈半利安芸道路の整備進捗と合わせて、奈半利〜C(仮称)が位置する地域を対象に、耕作放棄地の増加、人口減少と少子高齢化による、地域力の衰退といった環境の変化を踏まえて、時代に沿った新しい

まちづくりを具体化していくことが必要であると考えている。

取り組みとしては、「奈半利町総合計画」「奈半利町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を基本とし、奈半利〜C(仮称)周辺での、防災と地域発展を具体化させたまちづくりの方向性、土地の利活用、全体配置計画などの基本計画を策定していきたいと考えている。

**問** この高規格道路とそれに係わる接続道路に着手できるのは何年後をめどにしているのか。

**答** 竹崎町長

現段階でいつ頃というのは名指しできない。また、国、県についても公表はできないと考える。他の高規格道路の実情を見ても、事業化された後、数年以上かかった事例もある。用地交渉をはじめさまざまな調査等も必要であるし、また、国の予算も確保できなければ完成に至らない。493号、高規格道、接続道も含めて整備予算獲得については、国に対して強く要望しているが、現状では今後もしっかりと要望活動を強めていくしかないと考えている。

# 有効期限の切れたマイナ保険証の方への対応は

## 期限が切れて3カ月以上の方に資格確認書を 交付する（国保の方）／寺村住民福祉課長



### マイナ保険証について

**問** マイナ保険証保持者のほとんどは、有効期限の存在を忘れているか、または認識していない可能性がある。電子証明書の有効期限の切れている人を町住民福祉課として特定できているか、または特定できるか、また有効期限切れの人を放置していると緊急事態時に大変なことになる可能性があるが、その対応をお聞きしたい。

**答** 寺村住民福祉課長

全町民の電子証明書有効期限は特定をしていない。なお、国保に限定されるが、12月12日に県より事務通知があり、電子証明書の有効期限の状況を確認できるようにするので、有効期限が切れてから、3カ月以上経過した方には資格確認書を交付するよう、依頼があった。こちらについて国保医療保険者として、対応をしていく。

**問** マイナ保険証にポイントを付与することで登録率が上がった時期があり、そのため有効期限切れで更新手続きが集中し、窓口業務が混雑する可能性があると思うが、何か対策を考えているかお聞きしたい。

**答** 寺村住民福祉課長

令和8年から9年にかけてが、ちょうど更新時期となる。当該年度では、更新が集中することも想定されるので、現在、マイナンバーの担当職員は1人であるが、状況を見ながら、課内で人員調整を実施したいと考えている。また、夜

間や休日の対応なども検討し、更新される方に不便がないような形をとるよう努めていく。

### 会計年度任用職員及び正規職員について

**問** 会計年度任用職員の方たちは、役場内の全職員の46%になると聞いている。役所ということを考えれば多いように思われる。なぜこの割合か、またこの職員の中から有用な人材を見いだすなどして、登用する制度を作る考えはあるかどうか。また、民間に委託している事業で企画・立案に類する事業や専門性の薄い事業は、担当職員のスキルレベルを上げれば、部内で対処できるものが増えていくのではないかと考えている。スキル向上を促す方法を見だし、スキル向上を促すことが必要と考えるが、町長の考えをお聞きしたい。

**答** 井上総務課長

当町の各行政サービスを提供していくためには、正職員の確保と一定数の会計年度任用職員の配置が必要な状況であると考えている。参考として、令和5年4月現在の高知県内の市町村の状況をみると、高知県平均で約42%となっており、当町と同様の状況にある自治体が多いのではないかと考えられる。

会計年度任用職員から正職員への登用制度についてについては、現在、当町では特別な登用制度を設けておらず、正職員として採用するためには、その公平性を保つためにも試験による選考は欠かせないものと考えている。次に、職員のスキル向上について

とについては、職場での研修会のほか、こつこつと人づくり広域連合での研修などにも参加しており、スキルの習得、能力の向上につながっているものと感じている。引き続き、職員のスキル向上に努めていく。

**問** 町役場職員の何人かは町外に居住していると思うが、奈半利町に住む職員を、何らかの方法で増やす施策を考えるつもりがあるかをお聞きしたい。

**答** 井上総務課長

住みたいまちづくり、住んでもらえるまちづくりを進めることが重要であり、子育て施策をはじめ他町村にない施策なども実施しているが、今後も研究していきたいと考えている。

### 旧加領郷小学校校跡地について

**問** 12月の全員協議会において、11月の検討委員会にて『加領郷小学校跡地施設利活用に関する基本方針』が審議、承認された旨、及びその内容が提示された。このたび、どのような順序でこの基本方針を進めていくかお聞きしたい。

**答** 大西地方創生課長

今後、施設の整備計画等の具体的な案を作成していく上において、基本方針に基づき、防災機能面での加領郷自主防災組織との意見交換や地域との協議を進めながら、地域との合意を得た活用方法、整備方法等を検討していきたい。

**問** 8月の全員協議会において、某建設工業会社様より地震対策における提携、連携案のプレゼンがなされ、その中に基本方針も定まっていなかった。加領郷小学校跡地利用のプレゼンも入っていた。そして加領郷小学校跡地利活用に関する基本方針の承認の行われる前の検討委員会、住民懇談会の場でも某建設工業会社の事業提案に関する概要説明が行われている。どのような意図があったのか、詳しい経緯を踏まえて説明をお願いしたい。

**答** 大西地方創生課長

利活用を検討する委託業者による活用事業のプランがまとめられていたが、その中にこういう事業提案を受けたことを追加していた。活用を選択肢を広げていただけたらということで提案をさせていただいた。

**問** 行政は町民への行政サービスが仕事である。多大な資金を投入して、未来の町民へ負担を残してはいけない。堅実で深みのある内容に投資すべきである。内容の話まった、心が詰まったものなら喜ばれるのではないかと。私のこの提案を踏まえた上で、今後のことをどのように考えるか、町長の見解をお聞きしたい。

**答** 竹崎町長

検討委員会の基本方針に基づき、具体的内容については自主防災組織や地元住民の方々のご意見を聞きながら進めていきたい。また、検討委員会で十分協議していただくとともに、議会へも報告していきながら検討していきたい。

# 中山間の水道施設整備を早急に！

## 地域と協議しながら、より良い方向へ 進めるよう努めていく／久武地域振興課長



### 中山間の水道施設について

**問** この中山間地区の水道施設について、地域懇談会、また全員協議会において説明も受けている。

そのうえで今一度、お聞きする。まず町内各地区の水道施設も老朽化が進み、断水が多く見受けられる。近年の天候の影響が大きく、水源地の水量が少なくなったり、断水の地区もあり、住民の努力だけでは改善されない状況となっている。現在の施設を新たに更新するということになると、多額の費用が必要となり、そして現在もそうだが、日々のメンテナンスに多くの労力が必要となっており、雨風のたびに木の葉などで水が流れなくなる。私が考える対策としては、ボーリングで水を確保する、また、町水を平、久礼岩、須川地区などにポンプアップし、現在の貯水槽に送れば現状が改善されると考える。電気代等が高くなると思うが、以前の工法では修理や砂などの経費がより多くなる。また、人口減、高齢化が進む中、長期的に考えると前述の方が安価で労力も少なく、住民が安心して住めると思う。町長の見解を伺う。

**答** 久武地域振興課長

当町の飲料水供給施設については、老朽化が進み今後の維持管理や、整備等について検討が必要となっているため、令和4年から各地区で説明会を数回にわたり実施して、現在も協議を続けている。

その説明会の中で出てきた意見や、課題等は地区ごとにさまざまであり、より良い方向に進めるように、今後も引き続き協議を行っていきたくと考えている。

現時点における各地区の主な意見については、須川地区と平地区は、簡易水道との統合を希望、久礼岩地区は簡易水道との統合もしくは単独整備で、宇川地区と米



ヶ岡地区は単独整備を希望する意見が多くなっている。

それぞれの地区ごとに課題を抱えているが、その中でも平地区については、数年前に土砂崩れが起きた影響で水源が崩壊しており、非常に不安定な状況で、水不足に悩まされている。渇水期には水源からの水だけでは賅えず、給水タンクで水を運ぶ事例もあった。

今の施設では将来、水を供給できなくなる可能性があるため、整備の優先度が高く、早急に解決する必要があると考え、各地区の了承も得て、まずは平地区の簡易水道統合事業に着手したいと考えている。

本村部の水道管布設替えとも、並行して実施する必要もあるが、できるだけ早期に整備できるように、計画的に進めていきたいと考えている。

また、冒頭でもお話ししたとおり、他の地区とも今後も協議を続けていき、より良い方向に進めるように、努めていく。

**問** 私は全員協議会の後、地区を回って住民の声を聴いてきた。その中でも断水はもとより、大雨の後では濁水が水道施設に入り、飲

める水ではない。また風呂にためたりすると濁りが、底には泥がたまっていくという話も聞いてきた。そのことを思うと一刻も早く改善しなければ体調を崩し、命に関わると思われる。今、決断すれば1年以内には完成できると思うので、平、久礼岩と須川、町水をポンプアップする事業を早く進めていただきたい。このことは絶対可能であるし、ある程度、経費的にも少なく、早くできることと私は思っている。このことについて説明をお願いしたい。

**答** 久武地域振興課長

優先順位の高い平地区の整備を先に行っていくこととしているが、簡易水道に統合する場合には事業変更の認可がまず必要になる。これは現在の計画では、令和7年度にこの認可を受ける予定としている。その後、8年度には実設計を行い、9年、10年くらいで工事を行いたいと考えている。認可から実設計、そして工事着手に至るまで、相応の年数がかかるかと考えているが、できるかぎり早急に取り組んでいきたいと考えている。

# ～滞納整理の“厳正措置”～

※滞納ゼロをめざして【その5】※

## ◎ はじめに

奈半利町では、住宅使用料など各種債権について、自主的、納期内納付による「滞納ゼロ=収納率100%」を目標に取り組んでおり、この連載もそのための一環です。

100%達成が困難なことは当然ですが、「厳正措置の早期執行」などを活用することで「可能」になります。今回は、通常の徴収手段以外にも、水道や住宅の制度として認められている滞納防止策についてお話しします。

## 1. 水道給水停止

水道料については、滞納が続くと電気や電話のようにサービスを停止せざるを得ません。

水道はライフラインであることを重視して以前は止めなかったのですが、そのせいで滞納を増やすことになってしまいました。

令和6年度には、複数の事案で給水停止を実際に行いました。

このような水道が使えなくなることにならないよう納付にご協力ください。

## 2. 町営住宅明け渡し

町営住宅の家賃を払わない方の契約解除も同様です。

税金をもとに建設した町営住宅は、法律に基づいて住宅に困窮する所得の低い方に安く提供しているものです。

お住まいは生活に欠かせないものですが、かといってきちんとお支払いして下さっている方との公平性のためにも、厳しい対応をせざるを得ません。

この「明け渡し」に応じない場合は、裁判所の強制執行を受けることになります。

## ◎ おわりに

最後に次のことを訴えたいと思います。

「使用料を払わずに住み続ける、水道を使う」といった行為を耳にすると、俗に言われる「無銭飲食」との言葉も浮かんできますし、また、社会人として厳に慎むべきだとする見方や意見があります。心しておきたいものです。

町としては、公平性の確保等のためにも、一定の厳しい措置、法的措置も執行せざるを得ません。

なお、納付が困難な事情や今後の納付計画を連絡いただくことで、事情によっては、こうした措置の適用を避けることも可能です。早期のご一報をお待ちしております。

## 住民税非課税世帯に対して物価高騰給付金を支給します

給付対象世帯の世帯主へ3月中旬に通知文書を送付していますので、ご確認ください。

※令和6年1月1日時点で奈半利町に住民登録がなかった方を含む世帯については、準備でき次第お送りいたします。

### 給付対象

※①②の要件をすべて満たした世帯

①令和6年12月13日時点で奈半利町に住民登録がある世帯

②世帯全員の令和6年度住民税が非課税である世帯

※世帯全員が、住民税が課されている他の親族の扶養となっている場合は対象外です。

### 給付額

1世帯あたり3万円

※対象世帯に、18歳以下(平成18年4月2日生まれ以降)の方がいる場合、1人あたり2万円を加算します。

### 手続き

**基準日(令和6年12月13日)時点で給付対象の要件を満たした世帯であり、かつ、奈半利町において令和5年度または令和6年度の非課税世帯等給付金を受け取った世帯**

↓ はい

#### 手続きは不要

通知内容に変更がない場合は、前回支給した口座に支給します。  
※変更がある場合はご連絡ください

↓ いいえ

#### 手続きが必要

通知文書に同封の「支給要件確認書」に必要事項を記入しご提出ください。  
(期限：令和7年7月31日)  
※当日消印有効

【お問い合わせ先】 総務課 電話：0887-38-4011

～赤ちゃんからお年寄りまで、ワンコインで大きな安心～

# 交通災害共済 加入のご案内

この交通災害共済は、加入者が交通事故によりケガ等をされた場合に救済することを目的に、高知県内の町村、香南市及び香美市が共同して行っている共済制度です。

申し込みの受付期間は、令和7年2月1日～令和7年3月31日

※転入その他の事情によっては4月1日以降も加入できます。

## ●対象となる交通事故

日本国内での交通事故による被災が対象となります。以下は主な例です。



人と車



車と車



人と自転車



車と自転車



自転車と自転車

\*停車中の乗降、バイクや自転車を降りて押す行為中の転倒などの事故は対象外です。

## ●加入できる方

奈半利町に住民登録をしている方

## ●加入手続き

奈半利町役場窓口にて申し込みが可能です。  
加入申込書に必要事項を記入し、共済掛金1人500円を添えてお申し込みください。

## ●共済掛金・共済期間

●掛金は **1人 500円**

●共済期間は

令和7年 令和8年  
**4月1日～3月31日**

## \* 事故にあわれたときの請求方法 \*

### 請求手順

- ①3日以上入院・通院から見舞金をお支払いいたします。  
↓
- ②加入申込を行った町村役場または市役所において請求手続きを行ってください。  
↓
- ③審査…市町村及び本組合で支給の対象となるかの「審査」を行います。  
↓
- ③見舞金の支給…審査の結果、支払決定となった場合、ご請求者様に送金通知書を送付し、見舞金を支給いたします。

### 災害見舞金額一覧表

等級	傷害の程度	見舞金額
1	死亡(事故当日から180日以内の死亡)	1,000,000円
2	身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する1級の障害	500,000円
3	治療等実日数180日以上	120,000円
4	// 80日以上	100,000円
5	// 70日以上	90,000円
6	// 60日以上	80,000円
7	// 50日以上	70,000円
8	// 40日以上	60,000円
9	// 30日以上	50,000円
10	// 20日以上	40,000円
11	// 10日以上	30,000円
12	// 3日以上	20,000円

※「治療等実日数」とは、入院日数と実際に通院治療を受けた日数のことです。同一日に2つ以上の病院に通院した場合の治療等実日数は1日となります。

また、請求書類に以下の原本を添付した場合には、1事故につき次の額を加算します。

- ①自動車安全運転センター発行の交通事故証明書800円(令和5年3月31日までに発行されたものは、600円)。
  - ②医師の診断書(組合指定様式4号-1)及び柔道整復師等の施術証明書(様式4号-2)5,000円。
- 注)診断書と施術証明書を共に添付した場合や複数枚添付した場合でも1事故につき5,000円です。

ご請求期間：交通事故発生の日から**2年以内**です。ご注意ください。

■問い合わせ先

奈半利町役場総務課 0887-38-4011



# 水道料金の改定について



当町では水道料金については、平成15年4月の料金改定以降現行料金を据え置いておりました(消費税率改定に伴うものを除く)。

しかし近年の水道を取り巻く環境は給水人口の減少、水需要の低下等による料金収入の減少、物価高騰等の影響による維持管理費の増加等、非常に厳しい状況にあります。

将来にわたり、日常生活に必要不可欠な水道水を持続的に安定して供給していくためには計画的に料金の改定を実施する必要があります。

そのため、大変心苦しい限りですが、このたび令和7年4月(4月使用5月請求分)より新料金体制への改定を実施いたします。

利用者の皆様にはご負担をおかけすることになりますが、水道事業の安定化に向けた管理運営についてご理解・ご協力をお願いいたします。

## 【本村及び加領郷簡易水道給水区域】

種別	内訳	改定前料金	改定後料金
家庭用	基本料金 (10m <sup>3</sup> まで) ※注1	629円	800円
	超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)	63円	80円
特別用 (船舶給水)	1m <sup>3</sup> につき	251円	319円

※注1 基本料金は基本料とメーター使用料の合計

## 【平、花田、米ヶ岡、須川、久礼岩及び宇川飲料水供給施設給水区域】

種別	内訳	改定前料金	改定後料金
家庭用	定額制	629円	800円

■問い合わせ先 奈半利町役場地域振興課  
TEL 0887-38-8182

# 国民年金保険料の納付は

## 口座振替での前納・早割が便利でお得です！

口座振替の前納・早割を利用すると、国民年金保険料が割引されます。

\* 保険料は毎年度変わります。記載の国民年金保険料は令和6年度のものです。

### 早割は月60円（年間720円）お得！

国民年金保険料の納付期限は翌月末ですが、当月末に口座振替する方法のことを「早割」といいます。また、現金納付の場合は、当月末までに納付していただいても割引はありません。

[例：5月分から早割適用の場合]

● 通常の口座振替(翌月末振替)



● 早割(当月末振替)      各月 60円割引

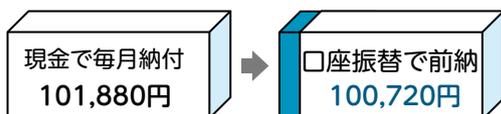


\* 早割申込後の最初の口座振替は、前月分(割引なし)と当月分(60円割引)の2か月分となり、その後は当月分(60円割引)の1か月分となります。

### 6カ月分、1年分、2年分をまとめて前納はさらにお得！

● 6カ月前納

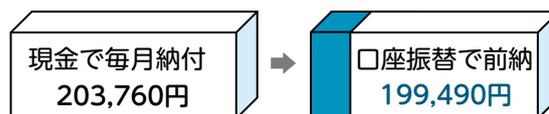
1,160円割引



\* 6カ月分（上期：4月～9月分、下期：10月～翌年3月分）の保険料を上期は4月末日に、下期は10月末日にまとめて振替します。

● 1年前納

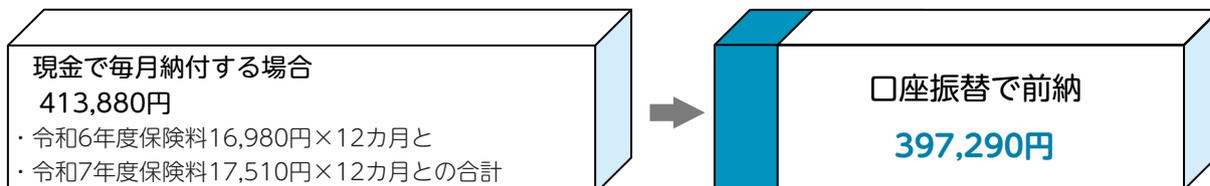
4,270円割引



\* 1年分（4月～翌年3月分）の保険料を4月末日にまとめて振替します。

● 2年前納、2年前納（4月開始）

16,590円割引



\* 2年分（4月～翌々年3月分）の保険料を4月末日にまとめて振替します。

#### 左面をご覧ください

前納「6カ月前納」、「1年前納」、「2年前納」、「2年前納(4月開始)」を選択する場合は、初回振替日によって初回の振替対象期間が異なります。

左面の「前納における初回振替について」をご確認ください。

## 前納における初回振替について

初回振替の際は、初回振替日の属する月分から初回振替時の振替対象期間の最終月分までを一括振替します。(※1、※2の場合を除く。)

※1 「6カ月前納」の初回振替日が5月末日から9月末日までの場合は、9月分の保険料までは自動的に割引のない翌月末振替となり、10月末日に6カ月前納を開始します。

※2 「2年前納(4月開始)」の初回振替日が5月末日から当年度3月末日の場合は、当年度3月分の保険料までは自動的に割引のない翌月末振替となり、翌年度4月末日に2年前納を開始します。

初回振替日	初回振替時の振替対象期間			
	6カ月前納	1年前納	2年前納	2年前納(4月開始)
4月末日	4月分～9月分 (6カ月分)	4月分～翌年3月分 (12カ月分)	4月分～翌々年3月分 (24カ月分)	4月分～翌々々年3月分 (24カ月分)
5月末日	4月分 (1カ月分) [割引なし]	5月分～翌年3月分 (11カ月分)	5月分～翌々年3月分 (23カ月分)	4月分 (1カ月分) [割引なし]
6月末日	5月分 (1カ月分) [割引なし]	6月分～翌年3月分 (10カ月分)	6月分～翌々年3月分 (22カ月分)	5月分 (1カ月分) [割引なし]
7月末日	6月分 (1カ月分) [割引なし]	7月分～翌年3月分 (9カ月分)	7月分～翌々年3月分 (21カ月分)	6月分 (1カ月分) [割引なし]
8月末日	7月分 (1カ月分) [割引なし]	8月分～翌年3月分 (8カ月分)	8月分～翌々年3月分 (20カ月分)	7月分 (1カ月分) [割引なし]
9月末日	8月分 (1カ月分) [割引なし]	9月分～翌年3月分 (7カ月分)	9月分～翌々年3月分 (19カ月分)	8月分 (1カ月分) [割引なし]
10月末日	10月分～翌年3月分 (6カ月分)	10月分～翌年3月分 (6カ月分)	10月分～翌々年3月分 (18カ月分)	9月分 (1カ月分) [割引なし]
11月末日	11月分～翌年3月分 (5カ月分)	11月分～翌年3月分 (5カ月分)	11月分～翌々年3月分 (17カ月分)	10月分 (1カ月分) [割引なし]
12月末日	12月分～翌年3月分 (4カ月分)	12月分～翌年3月分 (4カ月分)	12月分～翌々年3月分 (16カ月分)	11月分 (1カ月分) [割引なし]
1月末日	1月分～3月分 (3カ月分)	1月分～3月分 (3カ月分)	1月分～翌年3月分 (15カ月分)	12月分 (1カ月分) [割引なし]
2月末日	2月分～3月分 (2カ月分)	2月分～3月分 (2カ月分)	2月分～翌年3月分 (14カ月分)	1月分 (1カ月分) [割引なし]
3月末日	3月分 (1カ月分)	3月分 (1カ月分)	3月分～翌年3月分 (13カ月分)	2月分 (1カ月分) [割引なし]

## お申し込みは簡単！

### ●オンラインでのお申し込み

マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、ねんきんネット上で口座振替申出手続きが可能です。オンラインでお申し込み可能な金融機関やお申し込み方法など、詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

手続きはこちらから

マイナポータル

検索

<https://myna.go.jp>



### ●郵送、窓口でのお申し込み

「口座振替申出書」に必要な事項を記入・押印(金融機関への届出印)し、お近くの年金事務所へ郵送、または、年金事務所や口座振替を行う口座のある金融機関の窓口へ提出してください。「口座振替申出書」は年金事務所の窓口、日本年金機構ホームページにあります。

### ご注意ください

- \*前納による納付済期間中に、会社等へ勤務し、厚生年金保険に加入された場合は、未経過期間の国民年金保険料は還付されます。
- \*年度の途中で60歳になる方の前納期間は、60歳到達日(誕生日の前日)の属する月の前月分までです。  
(例:8月1日に60歳の誕生日を迎える場合は、6月分まで)
- \*「6カ月前納」、「1年前納」、「2年前納」、「2年前納(4月開始)」では前納分の初回振替の際に、「当月末振替(早割)」では初回振替の際に前月分の保険料を合わせて振替します。  
(前月分については割引となりません。なお、前月分についてすでに納付されている場合は、前月分の振替は行いません。)
- \*振替日となる末日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日に振替となります。
- \*一部納付(一部免除)制度をご利用の方は、口座振替の前納(「6カ月前納」、「1年前納」、「2年前納」、「2年前納(4月開始)」)及び「当月末振替(早割)」は利用できないため、「翌月末振替」となります。

「口座振替」に関する詳しい内容は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索



# 新婚生活を応援します

## 事業実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## 費用対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## 補助対象世帯

新婚世帯(令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦)で、次の全ての要件を満たす場合。

1. 世帯の所得が500万円未満であること。(※注)
2. 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること。
3. 費用対象期間に取得または賃借した奈半利町内の住居に夫婦ともに居住し、この居住先が住民基本台帳に記録されていること。
4. 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
5. 夫婦ともに県税及び町税等を滞納していないこと。
6. 夫婦ともに奈半利町暴力団排除条例(平成22年奈半利町条例第16号)第2条第2号に規定する暴力団員等でないこと。
7. 過去にこの要綱に基づく補助を受けた者がいないこと。

(※注)前年または前々年の所得による(申請時に取得できる最新の所得証明書)

ただし、次の場合はそれぞれの計算方法により算出した金額とします。

貸与型奨学金(公的団体または民間団体より、学生の修学または生活のために貸与された資金をいう。)の返済を現に行っている場合は、算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額。



## 同居・近居加算

補助対象世帯において次の全ての要件を満たす場合

1. 以下のいずれかに該当する世帯
  - ア 親世帯と同居する世帯  
(夫婦の一方が結婚前から親と同居しており、結婚を機に配偶者が当該住宅に入居する世帯を含む)
  - イ 親世帯の居住地と近居となる世帯  
(夫婦と親世帯の双方が、奈半利町内の住居に居住し、その居住先が住民基本台帳に記録されていること)
2. 補助対象経費の全額が、1世帯当たりの補助上限額を超える世帯

## 補助対象経費

1. 結婚を機に新たに住宅を取得する際に要した費用  
※駐車場代、土地代、光熱費、旧住宅の解体撤去費、設備購入費等は対象外
2. 結婚を機に新たに住宅を賃借する際に要した費用で、賃料、敷金、礼金(保証金などこれに類する費用を含む。)、共益費、仲介手数料が対象  
※勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分については補助対象外
3. 結婚に伴う新居への引っ越しの費用(引っ越し業者、運送業者へ支払った実費が対象)  
※不用品の処分費用や、引っ越し業者でない者に支払った費用は対象外  
※費用対象期間内に行われた引っ越しであること。  
※費用対象期間内に支払済であること。(領収書が必要です)
4. リフォーム工事に係る費用  
※家電製品の購入及び厨房製品(工事を伴わない設置のみの場合)は補助対象外

## 補助金額

夫婦共に29歳以下の世帯、1世帯あたり60万円まで／その他の世帯、1世帯あたり30万円まで同居・近居加算のある場合:夫婦共に29歳以下の世帯、1世帯あたり90万円まで／その他の世帯、1世帯あたり45万円まで

●お問い合わせ先(申請先): 奈半利町役場 住民福祉課 ☎ 0887-38-4012  
e-mail: jyuuminhukushi@town.nahari.kochi.jp

## 奈半利町子育て支援金のご案内

奈半利町では、下記の要件に該当する方を対象に「奈半利町子育て支援金」の支給を行います。要件に該当される方は、申請受付期間内に申請書を提出してください。

### 1. 支給要件等について

令和6年4月1日から引き続き奈半利町に住所を有し、現に居住し、次の各号に該当する児童を養育している保護者に支給します。

- (1) 小学校入学前児童（こども園年長児等）＜今年度中に満6歳となる児童＞  
平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれの児童
  - (2) 小学6年生児童＜今年度中に満12歳となる児童＞  
平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれの児童
  - (3) 中学3年生児童＜今年度中に満15歳となる児童＞  
平成21年4月2日～平成22年4月1日生まれの児童
- ※上記の各学年に該当する児童で、事情により年齢が異なる場合は、ご相談ください。



### 2. 支給金額 対象児童1人につき5万円

### 3. 申請受付について

- (1) 受付期間 令和7年3月31日まで
- (2) 提出書類
  - ① 奈半利町子育て支援金支給申請書  
※児童の住所が申請人と異なる場合は、対象児童の戸籍謄本・住民票（本籍筆頭者記載有・世帯全員分）を添付
  - ② 奈半利町子育て支援金支給請求書  
※口座番号確認のため振込先通帳またはカードのコピーを添付（持参いただければ役場でコピーします。）
- (3) 提出先・お問い合わせ  
〒781-6402 高知県安芸郡奈半利町乙1659番地1  
奈半利町役場住民福祉課（TEL：0887-38-4012）

## 障害のある方への各種手当のご案内

※支給額:令和7年4月～

手当名	対象	支給額
特別障害者手当	心身に著しく重度の障害があり、常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方	月額 29,590円
特別児童扶養手当	心身に重度または中度の障害のある20歳未満の児童を看護している父母または養育者の方(対象児童が施設に入所または公的障害年金を受給している場合を除く)	月額 1級 56,800円 2級 37,830円
障害児福祉手当	心身に重度の障害があり、日常生活に著しい制限を受ける在宅の20歳未満の方	月額 16,100円

いずれも申請には、診断書等が必要です。なお、各手当の障害程度基準に該当しない場合や受給資格者及び扶養義務者の前年所得が一定額以上であるときは受給できません。

- お問い合わせ 奈半利町役場住民福祉課 TEL：0887-38-4012  
中芸広域連合保健福祉課 TEL：0887-38-8212

## 点字カレンダー配付のご案内

目の不自由な方で、日頃点字を利用されている方、もしくは点字に関心がある方に、2025年の点字カレンダーを配布しております。

詳細につきましては、下記窓口までお問い合わせください。

- 奈半利町役場 住民福祉課 TEL：0887-38-4012

# マイナンバーカードの再交付を受ける方へ

**要注意!!**

新しく交付されるマイナンバーカードには  
特定免許情報は入ってません

➡ **マイナ免許証ではありません!!**

マイナ免許証として利用したい場合は…  
免許センター 又は 警察署等 で  
特定免許情報の書き込みをしてください



警察署等で申請をして…

☎ お問い合わせ先  
高知県運転免許センター (088-893-1221)

※ 手数料: 1500円

スポーツ/文化活動/ボランティア活動  
団体活動のための 小さな掛金大きな補償

## スポーツ安全保険®



スポあんネット  
インターネットでかんたん加入

保険の詳細内容、資料の請求は、  
ホームページをご覧ください。



令和7年度(2025年度)  
保険期間 令和7年4月1日から  
令和8年3月31日まで

加入区分・掛金 (年度初回加入時は4名以上)

加入対象者	補償対象となる団体・グループ活動	加入区分	年間掛金 (1人当たり)
子ども (中学生以下)	スポーツ活動	A1	800円
	文化活動 ボランティア活動 地域活動		
大人 (高校生以上)	スポーツ活動 (指導・審判を含む) ●A2区分で対象となる活動も補償されます。	C 64歳以下	1,850円
		B 65歳以上	1,200円
	文化活動 ボランティア活動 地域活動 準備・片付け・応援・団体の送迎 ●スポーツ活動中の事故は補償の対象外です。	A2	800円
全年齢	危険度の高いスポーツ (指導・審判を含む)	D	11,000円
子ども (中学生以下)	個人活動補償型 A1 区分の補償となる団体活動に加え、個人活動も対象	AW	1,450円
	個人活動補償型 C 区分の補償となる団体活動に加え、個人活動も対象	CW 64歳以下	4,850円
大人 (高校生以上)	個人活動補償型 B 区分の補償となる団体活動に加え、個人活動も対象	BW 65歳以上	5,000円

※特別支援学校高等部の生徒を含みます。 年間掛金には、制度運営費(10円)が含まれます。  
(注) C・B・CW・BW区分の年齢の判断は1(令和7年4月1日)を基準とします。

本広告はスポーツ安全保険の概要を掲載しており、ご加入の際には、必ず「スポーツ安全保険のあらまし」及び「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は保険約款及び特約書によりますが、ご不明の点については(公財)スポーツ安全協会または東京海上日動火災保険(株)へお問い合わせください。

(引受幹事保険会社)  
東京海上日動火災保険株式会社 ☎0120-233-801  
担当課 公務第2部 文教公務室 (平日9:00~17:00)  
(共同引受保険会社(令和7年4月予定))  
あいあいニッセイ岡和 共栄火災 損保ジャパン 大同火災 東京海上日動 日新火災 三井住友海上 AIG損保

公益財団法人スポーツ安全協会  
https://www.sportsanzen.org

令和7年1月作成 24TC-005947

## 児童手当制度改正について

令和6年10月分（初回支給は令和6年12月）から、児童手当法の改正による制度改正が行われました。

改正となる制度	内 容	年 齢	金 額
対象児童年齢の拡大	支給対象年齢が高校生年代(※1)の子まで拡大されます。	3歳未満	第1子・第2子：15,000円
所得制限の撤廃	所得額による支給制限がなくなります。		第3子：30,000円
多子加算の増額	3人目以降の子は、月額30,000円の支給となります。		
第3子以降のカウント方法の変更	多子加算としてカウントする子の範囲が22歳までとなります。※2	3歳以上～18歳に達した最初の年度末まで	第1子・第2子：10,000円
支給回数の増加	年3回から年6回(2月・4月・6月・8月・10月・12月)へ増加します。		第3子：30,000円

※1 高校生年代…18歳到達後の最初の3月31日まで

※2 進学・就学にかかわらず子を養育している場合は多子加算の対象となります。

(例) 生活費や学費などを負担している。同居して生活上の世話・必要な保護をしている。

別居しているが、定期的な連絡・面会をしている。

### ◎制度改正に伴い、申請が必要になる人

- 現在、所得限度額超過により、特例給付の支給対象外となっている人
- 高校生年代の児童のみを養育している人
- 児童手当の算定児童として、奈半利町に届け出したことがない高校生年代の児童を養育している人  
例)高校生年代の児童が中学生までの間に奈半利町で児童手当を受給したことがない、児童手当の認定請求時に養育している児童として届け出たことがない
- 0歳から高校生年代の児童と18歳から22歳(18歳到達後最初の3月31日を経過してから22歳到達後最初の3月31日まで)までの子を合わせて3人以上養育している人  
※18歳から22歳までの子が
  - ・進学している場合は、進学先・卒業予定時期がわかるもの(学生証など)をご持参ください。
  - ・就職・離婚している場合は、自立に係る状況、親などの**経済的負担の状況を申し立て**する必要があります。

申請が必要な人は、受給者(父母等のうち所得の高い方)の口座番号がわかるもの(通帳やキャッシュカード)と保険証、マイナンバーがわかるもの(保護者と対象となる児童全員分)、印鑑をご用意いただき、住民福祉課窓口までご提出ください。

申請書等は窓口の他、奈半利町HPにも掲載しています。HPではより詳しく解説していますのでご確認ください。公務員の方は、勤務先への申請をお願いいたします。受付時期・方法等は勤務先にご確認ください。

### ◎申請が不要な方の例

- ・中学生以下の児童のみ養育している人
- ・中学生以下の児童を養育し、奈半利町で児童手当を受けたことのある高校生年代の児童がいる人
- ・所得制限撤廃により手当が増額になる人

### ◎申請期限

令和7年3月31日までに申請があった場合は、令和6年10月分から遡って支給します。

令和7年4月1日以降の申請となる場合は申請月の翌月分からの支給となりますのでご注意ください。

●お問い合わせ 奈半利町役場 住民福祉課  
〒781-6402 高知県安芸郡奈半利町乙1659-1 TEL : 0887-38-4012

## 乳幼児健診日程

対象の方には通知をいたします。

### ■乳幼児健診

受 付 / 12 : 45 ~ 13 : 00    診 察 / 14 : 00 ~

と き	4月9日(水)
と ころ	奈半利町防災センター
対 象	4カ月、6・7カ月、10カ月、12カ月



# 奈半利町人づくり奨学金の給付申請のご案内

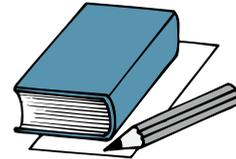
奈半利町では、大学等に進学・在学する方で下記の要件に該当する方を対象に「人づくり奨学金」の給付を行います。

該当する方は申込期限までに申請書をご提出くださいますようお願いいたします。

## 1. 要件について

奈半利町に引き続き3年以上住所を有し、現に居住している者の子弟で、次の(1)～(5)に進学または在学する学生。

- (1)大学(専攻科、別科及び夜間、通信制課程は除く)。
- (2)短期大学(専攻科、別科及び夜間、通信制課程は除く)。
- (3)高等専門学校の第4学年及び第5学年並びに専攻科
- (4)専修学校の専門課程
- (5)高等学校の専攻科



※ただし、**保護者の年収**が基準額を超えた場合は給付対象外となります。

年収の目安について：(例)父、母、本人、高校生の4人世帯の場合の年間所得上限額は約937万円。

注：家族構成等により目安額を上回っていても対象となる場合や、下回っていても対象とならない場合があります。

## 2. 給付について

### (1)給付期間

給付期間は、奨学金の給付を開始したときから所要の最短在学期間

### (2)給付額

区 分	入学料	授業料(年額)
大学	250,000円	300,000円
短期大学	150,000円	300,000円
専修学校(専門課程)	150,000円	300,000円
高等専門学校 (第4学年、第5学年、専攻科)	0円	300,000円
高等学校(専攻科)	0円	300,000円

## 3. 申込受付について

### (1)受付期間

令和7年4月1日～令和7年5月9日まで(土日祝日を除く)

### (2)提出書類

(※下記書類が全て揃っていない場合は、申込受付できませんのでご了承ください)

- ・奈半利町人づくり奨学基金給付申請書
- ・所得証明書(世帯全員分)令和6年度の所得証明(令和5年中の所得を記載)
- ・住民票(世帯全員分の住民票で、世帯主及び続柄の記載のあるもの)

※申請後、決定通知書が届きましたら、在学証明書[令和7年度現在のもの]を奈半利町教育委員会へ提出してください。また、**令和7年度から新規で申請される方は、在学証明書と合わせて、レポートの提出をお願いいたします。**

【(「将来どのような人物になりたいか」または「どんな方向に進みたいか」について原稿用紙400字詰め2枚程度)】

●提出先・問い合わせ 奈半利町教育委員会 奨学金担当 TEL 0887-38-8188

## 令和7年度 奈半利町奨学資金奨学生募集案内



お知らせ

区分	貸与資格	貸与額等	募集期間
奈半利町 奨学資金貸与	○奈半利町に引き続き1年以上居住する者の子で高等学校・専修学校・大学に在学し、学費の支弁が困難と認められる者 ○連帯保証人2人必要(保護者1人、町内に在居で生計を別にしている者1人)	貸与 高等学校 月額 15,000円以内 大 学 月額 30,000円以内 専修学校 月額 30,000円以内 ※10年以内で償還	令和7年 3月3日 ～ 令和7年 4月21日

※ 貸与資格要件は、上記の他にもあります。 お問い合わせまたは申し込み先：奈半利町教育委員会(38-8188)

## 令和7年度(4月～6月) 自衛官等採用案内

### 一般幹部候補生・幹部候補曹

幹部候補生とは、一般または専門の大学等を卒業後、陸・海・空自衛隊それぞれの幹部候補生学校で必要な知識と技能を修得し、幹部自衛官(パイロットを含む。)に任官するコースです。「幹部候補曹」は、令和7年度から始まった新しいコースです。(詳細はお問い合わせください。)

資格(R7.4.1現在)	受付期間	試験日
【大卒程度試験】 ・22歳以上26歳未満の人 ・修士課程修了者等(見込み含)は28歳未満の人 ・20歳以上22歳未満で大学を卒業(見込み含)した人	第1回採用試験 3月1日～4月4日 第2回採用試験 4月23日～6月6日 (飛行要員を除く。)	第1回 1次試験 4月12日・13日 (13日はパイロット希望者のみ) 第2回 1次試験 6月14日

### 一般曹候補生

部隊の中核を担う「曹」を養成するコースです。初年度収入 約380万円～、ボーナス4.6月分 初任給224,600円～239,600円 週休2日制、各種休暇あり

資格	受付期間	試験日
採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の人 32歳の方は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない人	3月1日～5月7日	1次試験 5月17日～19日 WEB試験(個別方式で1回) 2次試験 6月15日

### 自衛官候補生

任期制のコースです。任期終了後、民間企業への就職や、継続して「曹」へ進むことも可能です。任用一時金344,000円支給、2士任官後の初任給224,600円～、任期満了ごとに特例退職手当が支給

資格	受付期間	試験日
採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の人 32歳の方は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない人	年間を通じて実施 (第1回は5月21日まで)	学科試験 5月24日～26日 WEB試験(個別方式で1回) 面接試験等 6月1日

### 予備自衛官補

一般の社会人や学生を「予備自衛官補」として公募・採用し、教育訓練終了後、「予備自衛官」として任用する制度です。民間の優れた専門技能を有効に活用していくことを目的としています。「一般」と「技能」の2種類のコースがあり、採用されると、一般は3年以内に50日間、技能は2年以内に10日間の教育訓練に参加して、必要な知識・技能を修得します。教育訓練では、月額8,800円の手当と、自宅から教育訓練場所までの交通費が支給されます。また、教育訓練期間中の食事は無料で支給、宿泊(無料)は駐屯地内の指定宿舎になります。

コース	資格	受付期間	試験日
技能	国家免許資格等を有する18歳以上で、資格の種類により53歳～55歳未満の人	1月22日～4月8日	学科試験 4月12日～4月14日 WEB試験(個別方式で1回) 面接試験等 4月20日(善通寺)
一般	18歳以上52歳未満の人	1月22日～4月8日	学科試験 4月12日～4月14日 WEB試験(個別方式で1回) 面接試験等 4月19日(高知)

☆状況により、試験日等が変更される場合があります。  
☆詳しくは、自衛隊高知地方協力本部のホームページをご覧ください。  
か、下記までご連絡ください。

【香南地域事務所】香南市野市町西野2217-3

TEL 0887-57-8182

E-mail kochi.pco.aki@rct.gsdf.mod.go.jp

ホームページ 資料請求





# 『まちの応援団』かわら版 春号No.7

発行元:中芸広域連合保健福祉課

TEL 0887-38-8212

編集元:特定非営利活動法人 Slow Age

TEL 0887-38-3288

## ○はじめに

今年の冬はかなり寒くなるといわれていた割に、山間部は雪も積もらず、大寒の週は比較的暖かいといった感じでしたね。春が足早にやってくる気配です。さて、地域の日々の活動や、様子をお伝えしていきます。私たちが暮らしている中芸地域で、どういった『つどい』や『つながり』があるのかを、知っていただける機会になればうれしいです。今号は昨年12月に安田町文化センターで行われた地域交流会の様相を中心にお伝えします。

## ご存知ですか？各町村のご紹介

### 北川村：みなさんががんばっています！ぜひきてください！ゆずみどり！

毎月メンバーとボランティアさんで決めながら、いろんなことに挑戦しています。

地域交流会でも、ボランティアさんに見守られながら「フランクフルト販売」に挑戦しました。お互いの頑張りを認め合いながら、楽しみながら活動できる場所を目指しています。

#### <地域交流会の感想>

(人が多いので)無理かなと思ったけど頑張ってできてよかった  
ポッチャがめちゃくちゃ楽しかった  
フランクフルトが全部売れてよかった  
音楽が全部いい曲で癒やされました  
他の地域の団体が元気でよかった  
メンバーの成長も感じられてよかった



#### 北川村あったかふれあいセンター ゆずみどり

活動場所:北川村保健センター

活動時間:毎週火曜日 9:30~13:30頃

参加費:300円とお米1合

一緒に活動していただけるボランティアさんも大募集中!!

### 奈半利町：ゆずのかけはし ~笑顔いっぱい!障がいがあってもみんなと一緒に働ける場所~

就労継続支援B型事業所ゆずのかけはしは、障がいがあってもスタッフのサポートを受けながらみんなと一緒に働ける場所です。仕事内容は、クラフトテープやPPバンドを使ったかご作り、畑作業、ペットボトルの分別や缶つぶしなどの作業を行っています。また、奈半利町の「だけ様」や「ふるさと海岸」のボランティア清掃などを行っています。外に出て活動することで、違う世界観が見えてきます。



ゆずのかけはしの立ち上げをされた天目さんは、ご自身も障がいをもつ子どもさんを育てている経験や思いから、資源の少ない中芸地区に障がいがあっても働ける場所をとる思いで実現化、また、保護者の気持ちに常に寄り添い、頑張りすぎない毎日が送れるようにと、利用者様共に感謝の気持ちを忘れず毎日活動しています!



#### <地域交流会に初めて出店!>

利用者様の声:「自分が作った商品が目の前で売れてうれしかったし、たくさんの人と交流し、いろいろな体験ができたのでとても楽しかったです」

令和6年12月15日(日) 安田町文化センターで開催!!



## 地域交流会 (こどもも大人もみんなで遊ぼう!Part.12)の様子



↑バンド・デ・ツネと子どもたちとお友達



↑とりちゃんバンド



↑安田はまゆう合唱団



↑岡本さんのユーフォニアム



↑長友さんのサクソフォン



↑山田特別支援学校田野分校出店



↑ふうちゃんのお菓子屋さんのお菓子



↑帆南のハンドマッサージも好評



↑楽器作りコーナーも盛況



↑ボッチャで盛り上がりました



↑作品の展示もありました



↑参加賞もたくさんありました

その他、ほたるの会のカフェ、味工房じねん、奈半利のおかっの弁当販売、音楽ふれあいコーナー、豚汁のおもてなしなどもあり、多くの来場者のもと、盛況に開催することができました。ありがとうございました。

### ＜バンド・デ・ツネと子どもたちとお友達の感想＞

地域交流会では、私たちにとっても、共演した子どもたちと保護者にとっても、大変良い経験ができました。

準備や練習不足もありましたが、お客様やスタッフの方が温かく見守ってくださったことで、とても救われました。そして、子どもたちも保護者もイベントを丸ごと楽しめました。ゲームをしたり、おいしい物を飲食したり、大変満喫できました。本当にありがとうございました。

### 👤👤👤 まちの応援団員募集 👤👤👤 [TEL0887-38-8212](tel:0887-38-8212)

地域のこと、一緒に話し合いませんか？ 参加ご希望の方は、中芸広域連合保険福祉課までご連絡ください。

「日中活動する場がない」「働く場がない」など、さまざまな地域の課題を解決するため、一般公募でメンバーを募り「まちの応援団」を結成。当事者の方や「一緒にスポーツや趣味を通して楽しみたい」「何かしたい…」と思う住民の方、中芸地域で居場所づくりに関わっているサポーターや行政職など、障がいの有無や年齢に関係なく集まり、話し合いを重ねています。

“ともに”をキーワードに“居場所”“仕事”“世代間交流”“スポーツ”“相談できる場”“休日活動”の機能を持ったいろいろな「つどう」場の実現に向けて語り合っています。「障がいのある人もない人も、大人も、子どもも、誰もが来られるところ」を目指しています。



# 中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会

## ～中芸地域の日本遺産魅力発信便りvol.92～

日本遺産 第3号認定 登録番号51



### 中芸のゆずと森林鉄道日本遺産写真展を開催しました

中芸地域のストーリー「森林鉄道から日本一のゆずロードへ」は、高知県単独では唯一の日本遺産です。この中芸日本遺産について高知県内で広く知ってもらうため、構成文化財や中芸地域の観光スポットなどの今と昔の写真約100点を比較して展示する『中芸のゆずと森林鉄道日本遺産写真展』を、四万十市総合文化センターしまんとびあで1月24日(金)～2月2日(日)の期間に開催しました。

高知県西部での写真展開催は初めてでしたが、森林鉄道や歴史に関心がある方など、さまざまな方に足を運んでいただきました。中芸地域に関心を持って訪れてくれる方が増えるよう、今後も機会を見つけてこのような写真展を開催していきたいと思います。

#### ※展示の様子※



お問い合わせ：中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会事務局  
(安田町役場日本遺産推進室内) ☎30-1865 FAX30-1866  
E-mail yuzurintetsu@mk.pikara.ne.jp  
HP <https://yuzuroad.jp/> 「ゆずりんてつ」で検索

・HP



・Facebook



・Instagram



・ガイドコース



# 図書新聞

3月号

奈半利町民会館図書室 奈半利町乙12097-2

OPEN 9時～17時

毎日、お昼の1時間(12時～13時)が閉まっていますので  
ご注意ください。



今年も始まっています!「本屋大賞」ノミネート10作品が発  
表され、どれが大賞に輝くか楽しみなところですが、今回はな  
んと、10冊中9冊をすでに所蔵しておりました!。すでに何冊  
か借りて読まれた方は、残りも読んで、自分なりの順位をつけ  
てみてくださいね!  
昨年大賞をとった宮島未奈さんの、成瀬シリーズ2作目が  
入ったことにも注目です。



第172回

直木賞

藍を継ぐ海 / 伊与原新

芥川賞

DTOPIA / 安堂ホセ

ゲートはすべてを言った / 鈴木結生

## 3月入庫予定本

### 小説(単行本)

- 直木賞・芥川賞受賞本
- 楽園の楽園 / 伊坂幸太郎
- Spring / 恩田陸
- 風待荘へようこそ / 近藤史恵
- 任侠梵鐘 / 今野敏
- 遙かな夏に / 佐々木譲
- 目には目を / 新川帆立
- 謎の香りはパン屋から / 新川帆立
- ヒポクラテスの悲嘆 / 土屋うさぎ
- 月収 / 中山七里
- 月とアマリリス / 原田ひ香
- C線上のアリア / 湊かなえ
- 猫の刻参り(百物語⑩) / 宮部みゆき
- 逃亡者は北へ向かう / 柚月裕子

### 小説(文庫本)

- 魔弾の標的 / 麻見和史
- くらのかみ / 小野不由美
- 砂に埋もれる犬 / 桐野夏生
- 暗礁(上・下) / 黒川博行
- 助太刀稼業①②③ / 佐伯泰英
- 天久翼の読心カルテ① / 知念実希人
- 警視庁追跡捜査係⑬全悪 / 堂場瞬一
- 家裁調査官・庵原かのん / 乃南アサ
- ゆうれい居酒屋①②③ / 山口恵以子
- 恋せぬふたり / 吉田恵里香
- 人生の壁 / 養老孟司
- 老いはヤケクソ / 佐藤愛子
- ザイム真理教 / 森永卓郎
- 今から考える実家じまい / 森永卓郎
- 墓じまい / 韓国、男子

### その他

- 透析を止めた日 / 堀川恵子
- かさましフライパンレシピ / 矢部太郎の光る君絵
- 税金で買った本⑬⑭ / 矢部太郎
- トミカをさがせ! / トミカをさがせ!
- かつてに頭がよくなる / まちがいさがし
- おしりたんでい⑪かいとう / Uのおとしもの
- わかったさんのスイートポテト / シカシかない
- ねずみくんとチヨコレート / キューライス
- てんごく / なかえよしを
- ふしぎな魔法パズルルービックの発明物語 / 新美南吉



## 食育ってどんなことかな？ ～食育の取り組みに向けて～

● こんなことも食育です！

農林漁業体験を  
したり



料理をしたり



食事のマナーを  
身につけたり



### 身近なことから実践してみませんか？



1 みんなで楽しく  
食べよう

#### 共食

家族や仲間と、会話を楽しみながら  
食べる食事で、心も体も元気にしまし  
よう。



3 バランスよく  
食べよう

#### 栄養バランスの良い食事

主食・主菜・副菜を組み合わせた  
食事で、バランスの良い食生活に  
つなげましょう。また、減塩や野菜・  
果物摂取にも努めましょう。



5 よくかんで  
食べよう

#### 歯や口腔の健康

口腔機能が十分に発達し維持され  
ることが重要ですので、よくかんで  
おいしく安全に食べましょう。



7 災害に  
そなえよう

#### 災害への備え

いつ起こるかも知れない災害を意識  
し、非常時のための食料品を備蓄し  
ておきましょう。



9 産地を  
応援しよう

#### 地産地消等の推進

地域でとれた農林水産物や被災地  
食品等を消費することで、食を支える  
農林水産業や地域経済の活性化、  
環境負荷の低減につなげましょう。



11 和食文化を  
伝えよう

#### 日本の食文化の継承

地域の郷土料理や伝統料理等の  
食文化を大切に、次の世代への  
継承を図りましょう。

中国四国農政局 うちの郷土料理 [検索](#)



2 朝ごはんを  
食べよう

#### 朝食欠食の改善

朝食を食べて生活リズムを整え、  
健康的な生活習慣につなげましょう。



4 太りすぎない  
やせすぎない

#### 生活習慣病の予防

適正体重の維持や減塩に努めて、  
生活習慣病を予防しましょう。



6 手を洗おう

#### 食の安全

食品の安全性等についての基礎的  
な知識をもち、自ら判断し行動する  
力を養いましょう。



8 食べ残しを  
なくそう

#### 環境への配慮（調和）

SDGsの目標である持続可能な  
社会を達成するため、環境に配慮し  
た農林水産物・食品を購入したり、  
食品ロスの削減を進めたりしましょう。



10 食・農の  
体験をしよう

#### 農林漁業体験

農林漁業を体験して、食や農林水  
産業への理解を深めましょう。

中国四国農政局 農林漁業体験 [検索](#)

中国四国農政局 工場見学 [検索](#)



12 食育を  
推進しよう

#### 食育の推進

生涯にわたって心も身体も健康で、  
質の高い生活を送るために「食」に  
ついて考え、食育の取組を推進しま  
しょう。

引用：農林水産省 中国四国農政局 消費安全部 消費生活課 「食に関するお役立ちBOOK」

## 手軽にお魚をとりましょう！ さば缶和風ハンバーグ

### 作り方

材料(2人分) エネルギー:168kcal たんぱく質:15.2g  
脂質:8.0g 食物繊維:1.6g 食塩相当量:1.2g

さば水煮(缶) …… 100g  
木綿豆腐 …… 100g  
乾燥パン粉 …… 大さじ2  
A 〔玉ねぎ …… 60g  
片栗粉 …… 大さじ2/3  
塩・こしょう …… 少々  
青しそ …… 2枚  
大根 …… 20g  
ぽん酢 …… 小さじ2



- 1 玉ねぎはみじん切りにして、片栗粉をまぶしておく。豆腐は水切りしておく。
- 2 さば缶は水気を除き、フォークなどで細かくほぐし、①と乾燥パン粉と塩・こしょうを加え、粘り気がでるまでしっかりこねて、ハンバーグ状に成形する。
- 3 フッ素樹脂加工のフライパンに②のたねを並べて中火で熱し、焼き色がつくまで3分焼く。裏返してさらに3分焼く。
- 4 大根は皮を除き、すりおろす。
- 5 ③に青しそと大根おろしをのせて、ぽん酢をかけて出来上がり。

缶詰だと下ごしらえ不要で、骨まで食べられるよ！



# ずくずく なはりっ子



ここね  
中屋 虹音さん

令和6年6月20日 出生

父:順治さん 母:萌衣奈さん

♥これからもずくずく大きく育てね。



つゆ草

松とれて 町の静けさ 初句会

さち子

めくるたび 新しき日に 手を合わす

ちえ

お年玉 細るばあばと 肥ゆる孫

とも子

縁側の 日溜まり温し 猫二匹

まり子



行く先に 白き椿の 花落つる

さち子

なつかしき 友と出逢ひて 冬の道

ちえ

頬赤く 寒風の中 走り抜け

とも子

息白く 走者拍手で 送り出し

まり子



おめでとう

☆おめでとうの気持ちを

氏名

生年月日

性別

父

母

地区名

熊田 航己 R 6・12・7 男 尋 史帆 下長田



お悔やみ



★謹んで  
お悔やみ申し上げます

氏名

死亡年月日

性別

年齢

地区名

市川賀英子	R 6・12・9	女	85	横町
宮地美智子	R 7・1・3	女	43	中里
木下美智子	R 7・1・4	女	93	生木
山崎美知江	R 7・1・14	女	88	八区
新井 貢	R 7・1・16	男	77	愛光園
門田 喜恵	R 7・1・19	女	85	愛光園
中島 繁子	R 7・1・21	女	97	百石
田中婦美子	R 7・1・23	女	82	横町
竹崎 廣恵	R 7・1・24	女	74	平松
西川フジ子	R 7・1・24	女	88	上長田
嶋田 明	R 7・1・31	男	84	立町
仙頭 卯市	R 7・2・6	男	85	弓場

「学P行事」



1月23日(木)に学P行事がありました。今回、年少児たんぼぼ組さんは、保育室で2月の節分に向けて鬼の帽子づくりをしました。おうちの人と一緒にと細かなところもより丁寧に作ることができ、とてもこわ〜い帽子を作ることができました。年中児ひまわり組さんは、鉄心ゴマ作りを行い、おうちの人と一緒に好きな色で自分だけのデザインをし、塗り終わると、園庭に出てコマ回しをしました。やっぱりコマ回しはそう簡単ではなく、今もクラスで練習中ですが、自分だけのコマができて、子どもたちは喜んでいました。年長児さくら組さんは、東部森林組合さんと町内の長谷川建築工房さんの協力のもと1年生になったら使う学習机を組み立てました。春からの小学校生活が楽しみです。

「節分集会」

2月3日(月)にこども園の節分集会がありました。乳児部では、年長児さくら組さんが鬼になり、豆まきをしました。さくら組さんの迫力あるお面に涙する子どももありました。最後には、お面を外し、さくら組さんの顔を見せてもらい、乳児部の子どもたちも少しは安心したかな・・・？幼稚園の方では、事前に緑鬼さんが手紙を持ってきてくれました。節分集会当日は、緑鬼さんも子どもたちの仲間になり、あばれんぼう鬼の赤鬼を退治することができました。また、仲良くなった緑鬼さんには、各クラスの様子も見に来てもらい頑張っていることを見てもらいました。



「スポーツマックスさんとの運動タイム」

2月6日(木)にスポーツマックスさんを招いての運動タイムを3・4・5歳児の子どもたちが行いました。年少児たんぼぼ組さんは、ロープを使って跳んだり、くぐったりして活動を楽しみました。また、年中児と年長児の子どもは一緒に主にジャンプを意識した準備運動を行った後、縄跳びを使って前跳びや、歩き跳びをしました。難しそうにしていた子どももいましたが、何度も挑戦し、最後には少しできるようになった子どももいました。

